

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

(1) 環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区、事業者および区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

本条例では、環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策について規定しました。さらに、本条例に基づき、練馬区環境審議会などを設置しました。

区は、この環境基本条例に基づき、環境保全施策を事業者および区民と連携協力しながら進めています。

(2) 環境基本条例の概要

ア 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることの3項目を基本理念としています。

イ 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ウ 計画および施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮することを定めています。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習および環境保全への意識啓発の推進に努めていきます。

また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

オ 調査、研究など

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、その結果を公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民や事業者提供することを定めています。

カ 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

(3) 練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成 18 年 12 月に練馬区環境審議会を設置しました。

環境審議会は、区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は 2 年で、公募区民 5 名、区民団体推薦 4 名、事業者団体推薦 4 名、学識経験者 2 名、教育関係者 2 名、関係行政機関職員 1 名の計 18 名の委員で構成されています。

平成 30 年度は 3 回の審議会を開催し、主に「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の進捗状況評価結果」「災害時協力登録車制度」「環境影響評価調査計画書 ー西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業ー」について審議しました。

2 環境都市練馬区宣言（平成 18 年 8 月）（巻頭に記載）

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにする都市宣言です。これは、環境基本条例を後押しし、区民、事業者および区の環境保全の取組を推進し、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいく一つの契機とするための宣言です。

練馬区では、過去、3 つの都市宣言「①非核都市練馬区宣言（昭和 58 年 10 月 3 日）、②交通安全都市練馬区宣言（平成 10 年 12 月 15 日）、③健康都市練馬区宣言（平成 13 年 10 月 8 日）」を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありません。しかし、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案を基に区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

3 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）（平成 29 年 3 月策定）

(1) 計画の基本的事項

ア 策定の背景

区は、平成 5 年度に最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、区の環境保全に関する施策を展開してきました。

平成 22 年 12 月の「練馬区環境基本計画 2011」の策定以後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しました。

区は、平成 27 年 3 月に、今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、その根幹となるリーディングプロジェクト（戦略計画）の一つとして「新しい成熟都市・練馬」の実現に向け、住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会への取組やみどりあふれるまちづくりなどの環境施策を位置づけました。

国や東京都の環境行政においては、東日本大震災後の社会的背景の変化に対応した新たな環境基本計画が策定されました。また、温室効果ガス排出量の削減目標についても、新たな国際的枠組みや我が国のエネルギー政策に対応した目標へとそれ

ぞれ刷新されました。

こうした背景の変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）」を、平成 29 年 3 月に策定しました。なお、練馬区環境基本計画 2011（後期計画）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として策定していた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を包含しています。

イ 計画期間

従来の環境基本計画の対象期間が平成 23 年から平成 30 年代初頭までとしていたことなどを踏まえ、平成 29 年度から令和元年度までを後期計画と位置づけました。

(2) 練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の体系と進捗管理

ア 体系

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を練馬区環境基本計画 2011（後期計画）の望ましい環境像として定め、環境面からのまちづくりの推進を図ります。

望ましい環境像の実現に向け、5つの基本目標を設定し、その達成のために 13 の基本施策を定めました。この基本施策のもとに、27 の施策と 97 事業を位置づけ、全体を体系化しました。また、18 の事業を、基本目標を達成するため重点的に取り組むべき事業として位置づけました。

望ましい環境像「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」

基本目標	重点事業	基本施策	施策
みどり豊かなまちをつくる	みどりの基本計画の改定と取組の推進	みどりの保全と創出を推進する	みどりのネットワーク形成の推進
			都市農業の振興と都市農地の保全に向けた取組の推進
	都市農地の制度改正に向けた取組の推進	生物多様性に関する理解を深める	生物多様性の理解促進
自立分散型エネルギーのまちをつくる	地域コジェネレーションシステムの創設	災害時のエネルギーセキュリティを確保する	避難拠点等におけるエネルギー確保の充実
	避難拠点などでの緊急電源利用の推進		家庭や事業所におけるエネルギー確保の充実
	区民・事業者に対する分散型エネルギーシステムの導入支援	分散型エネルギーの普及を拡大する	分散型エネルギーの導入推進
			再生可能エネルギーのさらなる活用
	水素エネルギーへの理解促進	省エネルギー化を推進する	環境配慮行動への支援
	公園灯・街路灯の省エネルギー化		区の環境配慮行動の率先実行

基本目標	重点事業	基本施策	施策		
循環型のまちをつくる	食品ロスの削減 不燃ごみの資源化 紙類やびんなどの資源とごみの分別の周知徹底 区収集による事業系ごみ排出事業者に対する指導 災害廃棄物処理計画の策定	ごみの発生抑制・再使用を促進する	ごみの発生抑制		
			再使用の促進		
		多様な資源循環を推進する	区民が進める資源回収の促進		
			事業者が進める資源回収の促進		
			区が進める資源回収の推進		
		適正処理を推進する	排出ルール of 徹底		
			事業者の自己処理責任の徹底		
			資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分		
		快適な地域環境をつくる	空家等対策の推進 雨水貯留浸透施設の増設	良好な交通環境を整備する	良好な交通環境の整備
				良好な生活環境を保全する	公害問題等への対応
環境に配慮したまちづくりの推進					
環境にやさしい住まいづくりの促進					
暑熱環境対策を推進する	暑熱環境対策の推進				
学びと行動の環を広げる	エコライフチェックを活用した地球温暖化防止普及啓発の取組 区民参加による生きものの生息状況の把握 練馬区地球温暖化対策地域協議会への支援 区民環境行動連絡会との連携	環境学習・環境教育を促進する	環境情報の効果的な提供		
			環境学習・環境教育のための機会づくり		
		協働による取組を広げる	環境保全活動・環境教育を担う人材への支援		
			協働による取組の推進		
			環境に配慮した経済活動への支援		

イ 進捗管理

基本計画の進捗状況の点検は、区の環境の状況や環境保全施策の実施状況を示す代表的な指標である「環境指標」を用いて行うこととしています。

各環境指標は、基本目標ごとに設定し、進捗や成果を測るため、後期計画期間において達成をめざす目標としました。

5つの基本目標を令和元年度までに達成するために、12個の環境指標について平成30年度の進捗状況を調査したところ、以下の結果となりました。

環境指標の進捗状況に関する調査結果（令和元年度の目標値に向けて）

A 順調に進捗している（進捗状況が概ね8割以上）	10	指標
B ほぼ順調に進捗している（進捗状況が概ね6割以上8割未満）	0	指標
C 進捗状況がかんばしくない（進捗状況が概ね6割未満）	1	指標
D その他（単年度の評価が困難等）	0	指標

基本施策	環境指標	令和元年度 環境指標	平成30年度 実績	評価
みどり豊かな まちをつくる	区のみどり施策への満足度 ^{※1}	維持・向上	76.0%	A
	区全体の「みどり」に対する 満足度 ^{※2}	維持・向上	—	—
自立分散型 エネルギーの まちをつくる	住宅・事業所の再生可能エネ ルギー・省エネルギー設備設 置補助件数（累計）	8,404件	7,863件 うち事業所用73件 管理組合74件	A
	区内のエネルギー消費量 ^{※3}	20,824TJ	19,987TJ	A
循環型のまち をつくる	区民1人1日あたりのごみ 収集量	令和8年度までに 443g以下	476g	A
	リサイクル率	令和8年度までに 25.2%以上	24.0%	A

基本施策	環境指標	令和元年度 環境指標	平成 30 年度 実績	評価
快適な地域 環境をつくる	管理不全な空家等およびいわゆる ごみ屋敷に対する指導棟数	60 棟	88 棟	A
	雨水流出抑制対策量（累計）	令和 3 年度までに 555,000 m ³	530,447 m ³	A
	区内の都市計画道路の完成率	6 割	50.9%	C
学びと行動の 環を広げる	環境作文コンクールへの作文 応募数	1,100 作品	938 作品	A
	環境美化推進地区および環境 美化活動団体の登録世帯数	111,890 世帯	132,698 世帯	A
	ねりまエコ・アドバイザーが 関わった環境保全・環境教育 関係事業の実施数	1,150 件	978 件	A

※1 区民意識意向調査において毎年調査される項目

※2 区民意識意向調査において概ね 5 年に一度調査される項目
（前回調査平成 28 年度、次回調査予定令和 3 年度）

※3 区内のエネルギー消費量が確定するのは、概ね 2 年後になります。そのため、
平成 30 年度実績欄に記載した数値は平成 28 年度のエネルギー消費量となります。